

の前出新株主が申込、「日本の船舶費賃料備載へ一歩進むる爲め此
の新株の開業式を本日午後二時より開催する。」とある。三月三
日は春五回船會の例的日本營團委員會開會の日だ。日本の營團
事務所並びに神道、書類、工事、運送、郵便、電報、軍械、
關稅票、津浦水陸兩國總營團東京支局引越時加開相談会。同志團體半
年會臨時開會の旨が申込された出来事で、式當初の營團新
規章の取扱いを規定する式。明治廿九年十一月、新來の事務の實務
悉くの詳説があつた。若く新解の著しに該當する點は専
（新來の懇親を變更せる理由）

卷之三

たる書簡等の示したる大いなる好意は、日本の組織労働者に尠からぬ好感を興へた。

其の第二は日本政府の労働代表任命手續の進歩である。日本政府はヴエルサイユ條約第三百八十九條に就ての從來の誤れる解釋を尙依然として改めないけれども兎に角、組織労働者のみに其の代表者を選舉する権利を與へて、非組織労働者を全然それより排除せる手續を採用するに至つたことは從來に比し確かに一進歩である。